

研究委員会に関する内規

平成 22 年 11 月 19 日理事会承認

平成 25 年 4 月 26 日理事会承認

1. 研究委員会の設置

- (1) 船舶及び海洋工学、その他一般海事に関する学術技芸の研究など本会の目的を達成するために必要な特定事項を調査、研究するため、会員の申請及び研究企画委員会の提案に基づき、理事会の議を経て研究委員会を設けることができる。
- (2) 研究委員会はプロジェクト研究委員会及びストラテジー研究委員会の 2 種類とする。
- (3) プロジェクト研究委員会は具体的な課題について到達目標を明確に定めて時限的に研究を実施する。
- (4) ストラテジー研究委員会は学会として積極的に発信すべき戦略的課題について到達目標を明確に定めて時限的に研究を実施する。
- (5) プロジェクト研究委員会、ストラテジー研究委員会は 2 年間を目処として調査、研究を実施し、原則として設置から 3 年以内に完了するものとする。

2. 研究委員会の設置申請と決定

- (1) 研究委員会の設置申請は、随時行うことができる。
- (2) 研究委員会の設置申請は、研究分野に応じて次のいずれかの方法により行う。
 - a) 分野所属の研究委員会は、当該分野の分野研究企画部会に申請書（研究委様式 1）を提出する。
 - b) 横断的分野の研究委員会は、研究企画委員会に申請書（研究委様式 1）を提出する。
- (3) 分野所属の研究委員会の申請は、分野研究企画部会の議を経て研究企画委員会に提案される。
- (4) 研究委員会の設置は、分野所属委員会・分野横断型委員会のいずれの場合も、研究企画委員会の議を経て、理事会で決定される。

3. 委員

- (1) 研究委員会の委員は会員に限ることなく研究の目的を達成するために適切な構成とする。ただし、委員長は会員から選出する。
- (2) 委員は理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- (3) 研究委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選とする。
- (4) 研究委員会は、会計担当を決定する。
- (5) 研究委員会は、委員名簿（研究委様式 2）を本部事務局に提出する。
- (6) 分野所属研究委員会は当該分野の分野研究企画部会に、分野横断型委員会は主担当分野の分野研究企画部会に名簿を提出する。

4. 運営経費

- (1) 研究委員会名で行われる当該年度の収入額及び支出額すべてを明示した運営予算は、当該研究委員会が策定し、研究企画委員会の議を経て、理事会で決定される。決算についても同様とする。
- (2) 本部事務局は、運営予算執行のための銀行口座を開設する。
- (3) 研究委員会は、本会研究委員会活動費から基盤活動費として運営経費助成を受けることができる。ただし、成果非公開の委員会は、運営経費助成の支給はない。
- (4) 運営経費助成額は、新設委員会の場合は申請内容に基づいて、また既設委員会の場合は分野研究企画部会による活動状況評価に基づいて、研究企画委員会が決定する。
- (5) 研究委員会のいくつかに重点研究課題支援として運営経費助成の追加配分を行うことができ

きる。重点研究課題は、研究委員会による申請に基づいて研究企画委員会が選定する。

(6) 運営経費助成額は、研究企画委員会の議を経て、理事会で決定される。

(7) シンポジウムの開催等、年度を超えて事業が行われるものについては、理事会の承認を得て、特定目的引当会計を設けることにより、前項によらないことができる。

5. 運営経費助成額算定基準

(1) 研究委員会の運営経費助成額は、あらかじめ研究委員会当たりの年間標準額 S を定め、研究委員会を立ち上げた初年度は、基本的にこれを配分額とする。2年目以降は、 $0.5S$ を基本配分額とし、分野研究企画部会による活動状況評価に応じて 0 から S の範囲で上乘せを行う。したがって、配分額は、 $0.5S$ から $1.5S$ の範囲となる。

(2) 年間標準額 S 及び活動状況評価基準は、研究企画委員会の議により定める。分野による活動状況の評価レベルの違いは、研究企画委員会が調整する。

6. 重点研究課題の申請と選定

(1) 重点研究課題支援を希望する研究委員会は、所定の期限までに申請書（研究委様式6）を研究企画委員会に提出する。

(2) 重点研究課題の選定数は、既設委員会、新規申請委員会を含めて、年間2件を上限とする。該当課題なしの場合もある。

(3) 重点研究課題への追加補助金額は、研究企画委員会の議により定める。

7. 会費

研究委員会が会費等を徴収する場合は、学会の事業として会計処理を行う。ただしその運用は研究委員会に一任される。

8. 研究活動

(1) 研究委員会の研究活動については、その研究委員会の自主性を尊重する。

(2) 研究委員会の活動にあたっては、研究委員会が日本船舶海洋工学会に帰属するものであることを明らかにしなければならない。

(3) 研究委員会内の協議により運営経費から委員旅費及び謝礼を支出することができる。

(4) 研究委員長と会計担当者が会計管理の責任を負う。

(5) 各年度の所定の期日までに会計報告と会計原票（領収書・請求書等の原本）を本部事務局に提出する。

9. 研究報告

(1) 研究委員会の開催の度に、「KANRIN」掲載用の中間報告（委員会名、参加人数、議事概要、連絡先）を本部事務局に提出する。

(2) 研究委員会報告は、研究分野に応じて次のいずれかの方法により行う。

a) 分野所属の研究委員会は、年度末に、研究委員会報告（研究委様式3及び研究委様式4）を、事業完了時に、最終報告書（研究委様式5）を当該分野の分野研究企画部会に提出する。

b) 横断的分野の研究委員会は、年度末に、研究委員会報告（研究委様式3及び研究委様式4）を、事業完了時に、最終報告書（研究委様式5）を研究企画委員会に提出する。

(3) 分野所属の研究委員会の最終報告書は、分野研究企画部会の評価を経て研究企画委員会に報告される。

(4) 研究委員会の事業完了時に、「KANRIN」掲載用として最終報告書の要約を作成し、本部事務局に提出する。

(5) 本会は研究委員会の活動内容及び成果について、「KANRIN」、「論文集」、シンポジウム等への発表を依頼することがある。

10. 解散と運営経費助成停止

(1) 研究委員会の活動が終了した場合又は研究委員会が助成を必要としなくなった場合、委員長

は分野研究企画部会を通じてその旨を申請し、本会の承認を得て後、委員会を解散又は本会からの助成を停止することができる。

- (2) 研究活動終了時における余剰金は学会に返納する。
- (3) 次の事由による場合、会長は研究委員会の解散又は助成停止をすることができる。この場合、担当理事を通じてその旨研究委員会委員長に通知する。
 - a) 委員会が目的とする活動を停止している場合又は申請した目的をはずれた活動をしている場合
 - b) 運営経費が目的以外に使用されている場合
 - c) 本会に対し不利益を与えた場合

附 則

- (1) この内規は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。
- (2) この内規の変更は、平成 25 年 4 月 26 日から施行する。